

解決（会社対人夫）之其後下請員人対人夫トノ關係ニ
 就キ交渉中ナリシガ十二月同謀解決ヲナシ別記費書ヲ
 作成シ之レリ調停者ニ提出セリ
 右及申（通）報候也

世見書

言ハシテ此ノ件ハ同謀解決ニシテハ同謀解決ノ手續ニヨリ別記
 条件ヲ以テ同謀解決ニシタルニシテハ茲ニ費書ヲ作成シ調停者ニ
 於テ之ヲ保持スルモノトス

記

一 店主側ハ業ニ解雇ヲ著スルモノトシテ六名中十四名ヲ復職セシメ
 ルコト

一 店主ハ解雇者ニ名ニ對シ金を封トシテ各自金子十圓也ヲ支給
 スルコト

一 店主ハ同謀解決ノ労働組合カニ對シ何等干渉セザルコト
 一 同謀解決ニ於テハ此際店主ニ對シ何等要ホカセシテ行爲ヲ為
 スルコト

一 労働条件ニ關シテハ店主ニ於テ從業員ノ意向ヲ尊重シ從業員
 側ト協議シ協議ニ努ムルコト

一 年議費生後新規ニ採用シタル人夫ハ全部此際解雇スルコト
 一 年議中ノ作業ニ對シテハ請員工賃ニ準ズル給料ヲ解雇者ニモ
 支給スルコト

昭和四年八月十二日